

はなし

抄

離婚などで別れた親と子が会う面会交流は、米国では古くから、子どもと別居した親の権利として認められました。隔週に一度、金曜から日曜まで泊まりがけで子どもを預かるのが平均的です。先進国で、面接交渉権の法的な定めがないのは日本だけです。このため、会いたいのに会えないで悩んでいる親子もいます。

神戸親和女子大教授 棚瀬 一代さん

(4日、札幌・中央区で開かれた講演会から)



離婚後の親子関係断絶させない工夫を米国に学んで

一九八〇年に米国ではカリフォルニア州が民法を改正し、「両親との頻繁かつ継続的な接触を保証する」との条項を加えました。日本で言う共同親権を離婚後も選べるようにしたのです。日本は離婚

後、片方の親しか親権者にならない単独親権です。されどらなければ、子どもは別居の親に会つても後ろめたさを感じないし、別居中の親の教育や医療、宗教など大きな問題を決める際、父と母の双方の同意が必要です。今では全米五十州で、離婚後も共同親権を選択できます。

かつては米国でも離婚後は単独親権が主流でした。別居の親に会うのは同居している親に対して申し訳ないと子どもが恥ず、成長に悪影響があるとの指摘もあったからです。

共同親権を認めた新法は、得られます。

配偶者間でのドメスティック

その場合、加害者はもちろん、被害者や子どもにも専門家のかウンセリングが義務づけられます。加害者が暴力的になるのを変えることが大切だからです。

別居が引き金の暴力や、男

女が互いに暴力を振るつていて

るなら、面会交流は危険では

ありません。危険なのは、何

度も暴力を繰り返したり、被

害妄想を膨らませたりした上

での暴力です。こうした場合

に家裁は、民間で運営してい

る親子交流支援施設「ビジテ

ーションセンター」に面会交

流をあっせんします。

子どもへの危険がないな

ら、父母が鉢合わせにならな

いよう、時間や場所をすらし

てこのセンターで子どもを受

け渡し、別居の親は子連れで

外出もできます。子どもへの危険があるなら、親子の面会はマジックミラーごとに、センター職員が監視する交流室で行います。別居する親がDVの非を認めながたり、子どもがおびえたりしている場合、職員が交流室に同室するか、面会を禁止します。

米国の司法界は、できるだけ親子の関係を断絶させない立場をとっています。子どもは幼いほど同居していた時の記憶が短いので、別居している親に会えれば泣くし、体調も崩しやすくなります。しかし、それは普通の反応でやがて收まります。日本の家裁や同居の親は、少しでも子どもにこうした反応が出ると、面会交流を止めがちですが、もう少し見守るべきです。

市在住

たなせ・かずよ 19
43年、福島市生まれ。
高校時代に交換留学生として渡米。84、85年には
カリフォルニア州で離婚後、家族の面接調査を行った。国際基督教大卒。
京都大学大学院で教育学博士を取得。臨床心理士。大津家庭裁判所家事調停委員、帝京大文学部助教。授などを経て現職。神戸